

建設防災委員会記録

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年5月19日（火）午前10時0分～午前11時32分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（消防局）

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1. 第47号議案 | 神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件 |
| 2. 第53号議案 | 物品取得の件（高規格救急自動車） |
| 3. 報告 | 工事請負契約の締結について |

（水道局）

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1. 報告 | 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
|-------|-----------------------------|

（危機管理局）

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 1. 報告 | 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |
|-------|-----------------------------|

（建設局）

- | | |
|-----------|---|
| 1. 第49号議案 | 神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件 |
| 2. 報告 | 令和9年度国家予算に対する提案・要望について（関係分） |

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 平野達司

副委員長 かじ幸夫

委員 なの ゆうこ
うえなか美貴子
高瀬勝也

香川真二
細谷典功

上原みなみ
朝倉えつ子

平田正
住本かずのり

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（平野達司） おはようございます。ただいまから建設防災委員会を開会いたします。

本日は、5月15日の本会議で、本委員会に付託されました議案の審査及び報告の聴取のためお集まりいただいた次第でございます。

最初に、委員の定席についてであります。会派構成の変更に伴い、お手元に配付しております定席表のとおりといたしましたので、御了承お願いいたします。

次に、写真撮影についてお諮りをいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、こうべ未来さん及びつなぐさんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので許可したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） 御異議ございませんので、許可することに決定いたしました。

次に、令和9年度国家予算に対する提案・要望につきまして、去る5月11日の常任委員長会議において、当局から報告を受けました。このうち本委員会所管分につきましては、この後、関係局から報告を聴取いたしますので、内容の説明は省略させていただきます。

それでは、これより順次各局の審査を行います。

（消防局）

○委員長（平野達司） これより消防局関係の審査を行います。

それでは、議案2件、報告1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。（「起立、礼、直れ、着席。」の声あり）

○委員長（平野達司） 上山局長、着席されたままで結構でございます。

○上山消防局長 消防局の上山でございます。よろしくお願いいたします。では、以後、着座にて失礼いたします。

それでは、議案2件、報告1件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会資料3ページを御覧ください。

第47号議案神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本議案は、支給額に関する規定を改正しようとするものであります。

続きまして6ページを御覧ください。

第53号議案物品取得の件（高規格救急自動車）につきまして御説明申し上げます。

本議案は、救急活動等用物品としまして、高規格救急自動車6台を買い入れようとするもので、兵庫トヨタ自動車株式会社が1億2,513万6,000円で落札いたしましたので、契約しようとするものであります。

続きまして、9ページを御覧ください。

工事請負契約の締結について報告を申し上げます。

10ページを御覧ください。

2億5,000万円以上5億円未満の工事請負契約について、令和8年2月1日から令和8年4月

30日までの期間における該当契約は、灘消防署庁舎建設機械設備工事の1件でございます。

以上で、議案2件、報告1件についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、第47号議案神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

それでは、次に、第53号議案物品取得の件（高規格救急自動車）について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいですか。

それでは、次に、報告事項、工事請負契約の締結についてに関して、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいですか。

それでは、次に、この際、消防局の所管事項について、御質疑はございませんでしょうか。

○委員（香川真二） おはようございます。よろしくお願いします。屋外用のAEDを増やしていただけないかというふうな質問なんですけど、私、福祉施設を運営してまして、ちょっと重度の人もいるので、AEDを施設に設置しようと思ったら、大体、AEDというのは月額レンタルで、高機能のものだと6,000円から7,000円ぐらいするんですね。購入やったら40万ぐらいはするということで、やっぱりちょっと福祉施設からすると負担になるということで、いろいろ検討したんです。そしたら、近くにスーパーとか学校があるので、そっちに借りに行こうかなというふうな話をしてたんですけど、そうすると、そのスーパーが開いてるときしか使えないっていう制約がありました。

ちょっとAEDについていろいろ調べていると、やっぱり心肺停止状態から、いかに早く処置をできるかということが生存率に影響するということで、アメリカのシアトルの事例が出てまして、そこでは生存率が大体30%から40%という状態だと。日本では平均して、大体10%までって書いてあったかな、ぐらいの生存率で、かなり大きな差があるんですね。そのシアトルがなぜ生存率というか、回復率が高いかっていうと、AEDがたくさん設置してあるということと——市民救命士って書いてあったかな、そういう心肺蘇生をできるような人たちが市民の50%ぐらいいると。これ、多分推計なんだろうけど、いるというふうなところがありました。

結論、何が言いたいかというと、神戸市にもAED、たくさん設置はしてあるんです。多分2,000か所以上の設置台数があつたはずですよ。ですが、使える時間というのが、学校が開放されているときや、お店が開いているときというような制約があるので、24時間使えるようにしていただきたいというのがまず1つと、それと屋外用のAEDというのが最近多く出てきているので、それを普及していただけると、いつでも使えるというふうなメリットもあるのかなと思いますので、それちょっとどのような見解をお持ちかお聞かせください。

○増井消防局救急部長 それでは、今、御質問のございましたAEDの設置状況について説明をさ

せていただきます。

神戸市につきましては、先生御存じのとおり、まちかど救急ステーションという制度を実施しておりまして、これは平成17年度からやっております。本事業はですね、事業所に設置されているAEDについては、市民の方が心肺停止等に陥った際に、無償で貸し出すことに御同意をいただいた施設を登録するという形で運用しております。現在、令和8年5月1日時点で、登録数というのは市内で2,497ということで、約2,500ほどございます。広くAEDの普及というのは進んでいるものというふうに認識をしております。

また、その普及に伴って、119番通報があった際には、そういった通信の指令員が近隣のまちかど救急ステーションの情報を、場所を案内することによって、迅速な応急手当てに神戸市としてはつながっているというふうに考えております。

この24時間利用可能なまちかど救急ステーションということなんですけれども、施設を利用する方用のAEDを、利用者以外の方にも無償で貸し出していただくというのを前提で、まちかど救急ステーションというのは運営しておりまして、各施設の運用状況に応じて貸出しの時間や、利用可能な時間というのが制限——時間帯が定められており、24時間利用可能な施設というのは、宿泊施設であったり、福祉施設等、現在370か所が登録されているという状況でございます。

AEDの設置に関しましては、一般財団法人の日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインというのがございまして、その中で多くの市民が利用する、例えば駅舎であったり、ホテル、学校、公共施設、それから観光施設、それから大規模物販店というのが該当しております。また、そのほかにも心肺停止の発生頻度の高い高齢者のための介護施設であったり、そういったところが推奨されているというのが現状でございます。

そういうところから、やはり神戸市としましては、今後は周囲の登録状況とか、そういったところを踏まえて、既にAEDを設置していますが、まちかど救急ステーションの登録が未登録となっている施設に対して、今後、積極的に働きかけを行っていきたいというふうに考えております。救命は時間との戦いというのは当然でございますけれども、迅速な119番通報と救急到着までの絶え間ない心臓マッサージというのも非常に重要ではありますので、初動対応としては、そういうのが非常に重要であるというふうに思っておりますので、併せて市民救命士の講習等を通じた普及啓発ということにも、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、24時間の施設の現状と、あと屋外設置というところについて、少し答弁させていただきました。

○委員（香川真二）　ちょっとこの際なんで聞きたいんですけど、シアトルが30から40%の生存率を誇っている、高いというふうに書かれてあって、日本では大体10%ぐらいだというふうに言っていたんですけど、ちなみに神戸市ってそういう心停止からの生存率で、どれぐらいのパーセントになっているのかというのが、分かったら教えていただきたいんですけど。

○増井消防局救急部長　令和7年の数字なんですけど、7.8%ということとなっております。約10%弱ということですよ。

○委員（香川真二）　ありがとうございます。やはり、ここも上げていくというのは、やっぱりその市民の方にとっての安心にもつながると思いますので、ぜひAEDの普及、24時間使えるのが300か所しかないというのは、やっぱりこの神戸市広いですし、人口もたくさんいますので、ちょっと少ないんじゃないかなというふうに思います。これ、ちょっとよく検討していただきたいなと思います。

屋外用のＡＥＤを調べて、盗難とかそういうのリスクがあるんじゃないかなと思ってたら、これ意外と少なかったんですよ。ＡＥＤを盗難した後に転売したりというのは難しいらしくて、なかなかそういうふうなものが価値がないということで、それほど盗難事例がないということがありましたので、そういう屋外用のＡＥＤで２４時間誰でもが使えるようなＡＥＤというのを、検討していただきたいと思いますし、それと、じゃあどこに設置するかというのが結構大事だなと思うんですけど、私もいろいろ地域——自分の家の周辺とかですけど地域を見てたら、消防団の器具庫というのがありますよね、いろんな倉庫みたいなので物を置いている所、ああいう所に設置していただけると、割と管理なんかもしやすいのかなと思ったんですね。そういう消防団の器具庫なんかというのは、恐らくよく考えられて、いろんな所からも近い状況でつくられているんだと、立地的にもいい場所につくられているんだと思いますので、そういう場所に設置していただけたら、皆さんがすぐに取りに行けるとかいうことになるのかなと思いましたので、ぜひ一度、一度検討してください。私、これもう答弁求めませんので、よろしくお願いしますということで、以上で終わっておきます。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○委員（朝倉えつ子） よろしくをお願いします。私のほうからは、救急車利用時の患者対応について、ちょっとお伺いをいたします。

ある地域の方から、救急車を利用して、非常に違和感を感じたということで相談がありました。もともとおうちの中でも歩行器が必要な方で、使用されている方なんですけれども、発熱をして、とにかく体も震えて立ち上がることもできないと。歩けない状況で、御家族の方が連れていくというの、なかなかちょっと困難だということで判断をされて救急車を呼ばれたんですけれども、救急車の中では一定落ち着いた対応もしていただいているんですけど、病院への搬送中に介護タクシーの利用をと隊員から繰り返し言われたということで、まず、この事例について当局の見解をお伺いしたいなと。

○増井消防局救急部長 先ほどありました救急の搬送に関する事案の件でございますけれども、委員の御説明がありましたとおり、救急車を要請する状況というのは、傷病者の方で——けがとか病気になられた方ですね、傷病者本人や家族の方にとっては、やはり一生に１度かもしれないという非日常的なものでございますので、大きな不安を抱えて冷静な精神状態でない場合が多いというふうに認識しております。そのため、やはり救急隊の言動には、特に繊細な対応が求められるというところで、傷病者本人や家族等に寄り添った対応が必要であるというふうに考えております。

消防局では、増加する救急需要に対応するため、先ほどありました介護タクシーであったり、救急車を迷ったときに相談をする救急安心センターひょうご——シャープ7119と言うんですけれども、そういったところについて、ホームページとか救急の日のイベント等で広く啓発を行っているというところでございます。ですので、今回のように傷病者本人や御家族の方が不安を抱えている救急現場において、家族に寄り添った対応をするということにつきましては、研修等の機会を通じて常日頃から説明を行っているというところでございます。

○委員（朝倉えつ子） 本当に一生に１度しかないということで、そういう寄り添った対応をなさいよということ言われているんですけれども、この方、まだ現在も入院中で、退院のめどもなかなか立っていないということなんですけれども、そういう患者さんに対してといいますか、私は、いや、そうでなくても全ての患者さんに対して、今おっしゃったみたいに寄り添った対応と

いうのであれば、やっぱり不安なときには、いつでも救急車を迷わずに呼んでくださいねっていうことが言える対応が求められる、必要じゃないかなと思うんですけども。介護タクシー利用をということで繰り返したと。隊員さんは、1日10回ぐらい出動しているんだっていうことも言いながら、介護タクシー利用をということを繰り返したということで、寄り添った対応というふうに指導もされているということなんですけど、隊員の心得としてはどんな指導がされているんでしょうか。

○増井消防局救急部長 御指摘のように、先ほど申しましたように、日々の機会を通じて研修等を実施しているということなんですけど、具体的に言いますと、救急の車に乗っている小隊長と隊長向けには、その研修の中で隊長の要は職責であったりということに対して、救急現場のコミュニケーションの能力向上を目的とした接遇研修ですね、隊員のほうがどういう行動をすべきかというのも踏まえて、小隊長については研修を行っているというところですよ。

また、その他の救急隊員につきましては、応対能力向上のため、救急隊員の資格を取る救急課程であったり、救急救命士の再教育の病院実習、それから救急技術向上のための各種研修会というのをやっているんですけど、そういった場を捉えて、態度であったり、言葉遣い、それから清潔感や身だしなみ、そしてコミュニケーションという手法などについて、具体的に教育を行っているというところがございます。

○委員（朝倉えつ子） 言葉遣いなんかも丁寧にということなんですけど、これまでも、先ほど最初の答弁の中にもありましたけど、特にコロナ禍で救急車の搬送がなかなか時間もかかる、病院が、搬送先が見つからないということで、救急車の適正利用というのをホームページなどには載せて啓発をしているということなんですけれども、これがやっぱり動画なんかもアップされたりして、啓発に力を入れてきたと思うんです。この患者さんの御家族は、隊員の方も、こういう業務として市から言われているんじゃないかと、するようにと、業務とされているんじゃないかというようなことも言われているんですけど、救急車の適正利用については、今おっしゃったみたいにホームページでアップをする、広く市民に啓発していくということで、特に救急車の中で隊員が啓発をするようなことというのは、これはどうなんですか、そういうことも含めてやるということになっているのか、業務ということになっているのか、そんな指導があるのかなのか。

○増井消防局救急部長 先ほどの救急車の中での、救急車の適正利用ということの広報についてなんですけれども、基本的に救急需要対策としての適正利用の広報につきましては、ホームページとかイベント等で実施しておりますけれども、その際も必ず、緊急性があると、必要であると思った場合については、遠慮せず119番をしてくださいという形の広報をしておりますので、もう119番通報されて、病院へ運んでいただきたいと、重症であるというふうに判断されている場合につきましては、もうそのように適正利用の広報の範疇から外れてきているというふうに、消防局としては考えておりますので、あくまでも適正利用というのは、常日頃の状態、平常時ですね、日常生活において、いざとなったときに気をつけておいてくださいねという呼びかけで実施しているものですので、緊急性のある場合については、やはりそういった救急車については、適正利用という分については、広報を実施するというような形のものは、消防局としては指導等は行っておりませんので。

以上でございます。

○委員（朝倉えつ子） 救急搬送の最中ですから緊急性があるということで、その中でやるということとはあまり——あまりじゃないね、指導としては違うということで理解していいんですかね。

それで、業務規程の中には、救急広報等ということで第48条では、局長であるとか署長に対しては、救急車の適正利用についていろいろ云々とあって、市民理解が得られるよう広報に努めるものとするというふうにあるんですけれども、これは業務規程の中でも広く市民に理解が得られる方法で、例えば、地域の防災訓練のときであるとか、そういうところで行われるという趣旨のものだというふうに理解をしていいんでしょうか、確認なんです。

○増井消防局救急部長 先ほどの規程等につきましては、消防署長は実施するというような形になっておりまして、やはり個別具体のイベントなり、そういった救急の日の取組につきましては、署長がリーダーシップを発揮しながら、現場のそれぞれの救急隊と一緒にあって広報すると。それはあくまでも実際の緊急の救急搬送ではなくて、日常のそういった広報という場面での取組ということで理解いただければというふうに思います。

○委員（朝倉えつ子） 分かりました。今回のような事案というのは、患者に対する救急隊員の接遇の在り方であるとか、研修の資料も頂いて読ませていただいたんですけど、そこに書いてあるような、やっぱりいたわりを持って、心を持ってということであるとか、寄り添うとか、あるいは自分の考えを押しつけないというようなことも書かれてあるわけですね。ここからも、やっぱりちょっと外れてくるのかなということで、これからこういう対応ですね、徹底をしていただきたいということと、改善を求めたいのですが、その点、お願いできますでしょうか。

○増井消防局救急部長 御指摘のとおり、基本的に非日常的なことでございますので、いま一度、先ほど言いました隊長研修であったり、各種救急隊の研修の中で、接遇と、より市民の方、傷病者、御家族に寄り添った救急活動ができるよう、周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（朝倉えつ子） 研修の場でも、その緊急性のある場合と分けて、きちんと対応していただくようにということは、徹底をしていただけるということでよろしいですか。

○増井消防局救急部長 先ほど言いましたけれども、やはり救急の適正利用というか、そういった形の広報をする際には、きちっと緊急がある場合については119番をしてくださいという文言をつけた広報をしてくださいという旨について、救急隊等、各職員については研修のほうを通じて周知をしていきたいというふうに思っております。

○委員（朝倉えつ子） 分けてきちんと対応をしてくださいということでお願いをいたします。

神戸市として、これまでも救急需要が増加傾向であるということで、コロナ禍も経て、長田区なんかでもデイトタイムの救急隊を配置をしたり、救急隊を増設をして対応されてきましたけれども、この隊員さんもやっぱり出動10回だと言われているんですけど、お聞きをしたら、多い部隊だと1日20回というところもあると。やっぱり余裕ある救急医療の体制が、搬送体制が必要だと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○増井消防局救急部長 御指摘のとおり、救急需要につきましては、全国的に右肩上がりというふうになっておりまして、また今後、やはり65歳以上の方の割合も高くなるということで、救急需要の増加というのが見込まれております。そういった中においては、やはり神戸市消防局では、長田消防署に日勤対応の第2救急隊を新たに設置しておりますし、また救急需要の適正の——先ほどありましたけれども広報であったり、病院間の転院搬送という部分で連携をしながら、適正に救急需要に対応できるように取り組んでいるところでございます。

○委員（朝倉えつ子） 部隊も増やすし、市民に対しても適正利用を啓発していく中で、両面でということだと思うんですけど、やっぱり余裕がある救急搬送体制がないという下で、救急車の適

正利用も市民に対してお願いをするということになっていると思うので、やっぱり体制を抜本的に強化していくためには、職員体制も増やしていく、部隊もさらに増やしていくということが、私は求められるんじゃないかと思いますが、このたび北神分署が北神消防署ということで格上げをされる計画になっています。これまでも国の指針に充足をしていない人員を抜本的に増やすということで指針を充足させる形で、ぜひ体制の強化を図っていただきたいということで求めてきたんですけれども、やっぱり職員を増やして搬送体制もさらに充実をさせる方向で、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○**上山消防局長** 北神消防署整備に関する機能強化というところでございますけれども、北神消防署につきましても、消防署としての機能がしっかり果たせるように、必要な体制について今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○**委員（朝倉えつ子）** ありがとうございます。予特のときにも充足させる方向でということで答弁もいただきましたが、やっぱりどこからつけ回すんじゃなくて、新規採用も含めて増やしていく方向で検討いただきたい。国が職員を減らす方向の方針を出してますけど、やっぱり今回の事案のように、本当に救急搬送、大変な中で、市としてもやっぱり適正利用を言っていかなければいけないという実情もありますし、今回のように救急搬送中の患者に、次は介護タクシー利用をというふうなことを迫り、ちょっと不快な思いをさせる、悲しい思いをさせるようなことが二度とないように、現場での対応の徹底を、改善を改めて求めるとともに、余裕ある救急搬送体制にするためにも、人員も充足をさせる方向で、署も充足をさせる方向でぜひ検討いただきたいということを強く求めて質問を終わります。

○**委員長（平野達司）** 他にございますでしょうか。

○**委員（上原みなみ）** 消防団の出動回数の制限、9回という基準についてお伺いします。

消防団のほうからも要望書が出たとは思いますが、1団員当たり年9回を基準とするという制限があるような表記になっている中で、年末警戒だけでも年間6回、6日間ありますし、毎月ポンプの点検など、そういうのが毎月あるという業務がある中で、例えば火災発生時の出動、初動等の必要な業務による出動が制限されかねないという懸念をお聞きしましたが、御見解を伺います。

○**定岡消防局警防部長** 御質問にありました10回の制限ということについては、そういった要望があることについては承知をしているところでございます。これをこれからどうするかにつきましては、これから検討はさせていただきたいとは考えておりますけども、その際には、消防団の皆様方、どのような御意見、いろんな御意見あると思いますので、様々な意見がある中、どういったことができるのかというのは検討していきたいと考えております。

○**委員（上原みなみ）** 年9回と聞いたんですけど10回なんですか、9回ですか。

○**定岡消防局警防部長** 訂正いたします。年9回です。

○**委員（上原みなみ）** 消防団の負担軽減という視点は私も賛同いたします。ただ、年9回と制限されて、基準としてても制限されてしまうと、それ以上の出動は報酬が出ないのではないかと考えている消防団があるのではないのでしょうか。

○**定岡消防局警防部長** 確かに団員さんの活動内容によっては、年9回を超えるような形での活動回数というのもあり得る話であるとは思いますが。その中で、団長・支団長のほうでどのような団員をどのような活動に充てるかというのは、調整様々していただきながら、年9回の範囲でやっていただけているのが現状であろうと思いますけども、繰り返しになりますけども、年9回以上

という御要望があることは承知しておりますので、どうするかについては検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（上原みなみ） 実際に年9回を超えた分の出動に関して、報酬対象外として出動報告書に記載を求められたという団員がいます。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○定岡消防局警防部長 その事案については、私、ちょっと承知をしておりませんので、具体的に回答はできませんけども、年9回を超えてつけてはいけないということではないとは思っております。

○委員（上原みなみ） 実際にそのような対応を団長とかから求められた団員がいるということがあったということでしたら、やはり問題だと思いませんか。

○定岡消防局警防部長 ちょっとその件については承知しておりませんので、この場ではちょっと回答はできませんけども、当局としましては、一応年9回を超えた分についても、つけてはいただけるというふうに認識はしております。

○委員（上原みなみ） そのあたりが消防団に伝わっていない可能性があるとは私は感じたんです。そう思わないでしょうか。

○定岡消防局警防部長 団報酬、出動回数云々については、毎年実施しております団長・支団長会議の場等々を通じて、団長・支団長の皆様方には繰り返し周知をしております。そういった意味で、委員御指摘のとおり、末端まで伝わっていないのではないかとこの御意見がありましたことにつきまして、今後徹底していけたらと考えております。

○委員（上原みなみ） 今後は、でしたら年9回というのは基準であって、できるだけローテーションを組んでそういうふうにしていただきたいけれども、9回を超えた分を払わないわけではないということを、きちんと周知していただけると理解してよろしいんですか。

○定岡消防局警防部長 年9回というのは目安でございます。当然、予算がございますので、予算の範囲内ということになりますけども、予算の範囲内ではできるということでございます。

以上です。

○委員（上原みなみ） では、火災が本当にたくさん発生してしまっって、初動にどうしても消防団の方々に行っていただくということがあったとしても、予算を超えた分は払えないという認識になりますか。

○定岡消防局警防部長 当然、災害出動部分は予算は関係ございませんので、その活動、ふだんの活動については、年9回を目安に予算を組んでおります。出動については、出動した分はつけるようになってございます。

○委員（上原みなみ） ちょっと私の理解が足りないのかもしれないので、出動と活動というのはまた別になるんですか。

○定岡消防局警防部長 はい、そのとおりです。出動報酬というのは出動があった分に支給するもので、それとは別に活動、今御指摘のありました年9回という部分の活動報酬というのが別途ございます。

○委員（上原みなみ） それでしたら、出動した分に対しても、年9回を超えた分が払われないというような認識でおられる団員の方がおられるようですね、私が聞いた中では。ですので、報酬対象外として出動報告書に記載を求められたことがあるというふうに聞きましたので、そういうことがないように、何か誤解されているような、そういうことがないように、ぜひしていただき

たいということと、もう1つ、やっぱり必要な活動回数というのが9回というのでは、もしかしたら足りないのかもしれないから、そこも実際の活動回数がどのくらいあったのかということ、を、きちんと検証していただいて、乖離がないように今後、調整していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○定岡消防局警防部長 その辺、しっかり確認してまいりたいと思います。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○副委員長（かじ幸夫） こうべ未来のかじ幸夫です。よろしくお願いいたします。消防職員の通勤という観点でちょっと1点伺います。

日頃、本当に市民の安全・安心ということで生活を守っていただいております。本当に敬意を表します。予算の局別審査等でも、各会派、その思いで消防局をしっかり応援する、議会もそういう姿勢があるのかなと思ってまして、だとすると、消防の職員もしくは隊員の皆さんには、心身健康に留意をいただいて、ますます市民のために頑張っていただきたいというふうに、これはもう合意できる場所だと思っています。

そのための働き方という観点で、今日は1点伺いたいたんですが。今年の4月から、これはもう従前から協議をされていたと伺いましたが、消防職員の通勤手法について、これまでは公共交通機関か、もしくは交通用具——車かバイクかでしょうね、選択をできていたものが、原則——これはもう強めの原則というふうに少し伺いました、公共交通機関のみで通勤をしないと、こういう指示が出た。4月から運用されていると伺っています。少し前段で局のほうに聞きますと、例えば通勤途上での事故が複数発生したとか、変則勤務ですね、24時間本当に大変な労働というか、その後の帰りの通勤ということも配慮されてでしょう、そういったことも含めて業務の特殊性による判断だというふうに、そのときは聞いたんですけども、やっぱり市内いろんな出勤箇所、いろんな消防署がある中で、一部の消防署のほうでは、やっぱり公共交通機関のみを原則としてしまうと、その職員・隊員の皆さんに過度な負担になってないかなと、なっているんだということも聞いてます。

子育てとか介護で家族的責任を果たす職員・隊員に対しては、一定の配慮があるっていうふうに聞きました。そりゃそうなんでしょうけれども、4月の実施以降で、職員の方、どういう状況なのかというのをちょっと伺いたいたいのと、また通勤手法変わることで、この1人1人が過度な負担になっているんじゃないかっていうところを含めて、さらなる柔軟な対応というのが必要なのかなと私は思うんですけども、その点に関する見解をお伺いします。

○上山消防局長 交通用具の利用方法というところでございますけれども、この通知といいますか、この運用を開始した背景でございます。近年、やはり先ほども御指摘ございましたように、通勤途上におけるバイクや自動車を利用することによります事故が発生しておりまして、相手方の市民の方が亡くなるというような交通事故も発生しております。そういうこともございますし、また職員自身が業務の遂行に非常に支障を来すようなけがを負うような、こういうことも発生しております。そういうことも踏まえて、今回の措置に、通知をしたというふうな背景になっております。

ということで、この通知を出しましたのが令和7年9月でございます。交代制勤務者を対象にいたしまして、特段の事情がある場合を除いて、公共交通機関を利用することというようなことで制限をかける通知を出しております。この通知の内容としましては、1点目は——3点大きな目的があるんですけども、1点目が、市民に危害を加えるようなおそれがある交通事故が発生

する可能性がある、そういう交通用具を使うのはやめるという、市民への危害防止の観点が第1点。2点目が、今まで疲労が蓄積して睡眠不足の状態で運転をするということは、やはり事故率が高くなって、職員の安全配慮をやっぱりする必要があるのではないかということでの、職員の安全配慮の義務と、配慮というところが2点目。3点目は、やはり警備人員、けが等をしますと、警備人員に穴が開くということで、警備人員の確保という、この3点を目的に通知のほうを出したというところでございます。

ただ、やはり個別の事情がございますので、公共交通機関のみで通勤すると、やはり大幅な時間がかかったり、子育てや介護に事情があるというようなことで、そういう個々の事情がある職員に関しましては、交通用具の使用を認めることというふうにしております。今後も引き続き、この通知の目的ですね、市民の危害防止、それから職員への安全配慮、それから警備の人員確保という、この目的、そこをしっかりと丁寧に職員のほうに理解していただけるように説明するということと、個々の事情ですね、過度な負担にならないように、それぞれの事情というところをしっかりと聞くということで、双方のコミュニケーションをしっかりと保ちながら、必要に応じて交通用具の使用を認めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（かじ幸夫） 職員の方との双方のコミュニケーションをと言っていました。その言葉を受け止めたいと思います。各現場の所属長の方が、まず一義的には判断をされると思うんですけども、できるだけ職員・隊員が職務に専念できるように、通勤というところの負担軽減というのは、そういう思いで声を聞いてあげてほしいなというふうに思います。

局長、実はこれ市長部局とか全庁的に見ますと、この取扱いって、通勤手法、職員が選べるわけですよ、どちらでも。そういった中、これまたひとつ、今年度ですけど、市長部局を含む全庁的に——これは国家公務員の取扱いに合わせるというふうに漏れ聞いてますけれども、通勤用具手当の改善っていう部分で、今、職員団体なりに提案をしていると聞きました。そういうことを、もしその市長部局がそちらのほうに合意できればですよ、またぞろその消防の皆さんについては、少し厳しい認定基準の中で働いていただくということにもなるので、3点の原則も受け止めます。それはそうなんかもかもしれませんけれども、やっぱり全職員に対して、一気に網をかけるということでは僕はないと思うので。事故を起こした職員の方は、しっかりと指導していただいたら結構ですけども、やっぱり平穩に安全運転している、ほとんどがそうやと思うので、できるだけ個別の事情を、事案というところを局として、しっかりと市民のために働いている職員ですから、隊員ですから、そういう目線を持っていただいて、今後、運用がなされることをお願いしておきたいと、これはもう要望にとどめます。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） 他に御質疑がなければ、消防局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでございました。

委員の皆様申し上げます。この際、次の水道局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。

なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第再開したいと存じますので、御了承よろしくお願いいたします。

（午前10時42分休憩）

（午前10時44分再開）

（水道局）

○委員長（平野達司） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより、水道局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について当局の報告を求めます。

坂田局長。

○坂田水道局長 水道局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（平野達司） 着席されたままで結構でございます。

○坂田水道局長 それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料によりまして、令和9年度国家予算に対する提案・要望のうち、水道局関係分につきまして御説明申し上げます。

資料下側に記載しております数字2ページを御覧ください。

提案・要望項目のうち、水道局関係分は重点項目の6．安全・安心なまちづくりの推進に含まれております。

3ページを御覧ください。

6-1．国土強靱化による安全・安心の確保として、国土交通省及び経済産業省に対して、上下水道・工業用水道施設の強靱化に必要な財政支援の拡充について、提案・要望をするものでございます。具体的な要望項目としましては、1点目としまして、事故や地震等の災害発生時においても水道利用者への安定供給を確保するため、配水池及び基幹管路等の耐震化について、補助率の引上げや補助要件の緩和・撤廃を行うこと。

2点目としまして、事故時の社会的影響が大きい基幹施設のリダンダンシーを確保するため、補助率の引上げや補助要件の緩和・撤廃を行うとともに、配水池の複数池化や複数水源からの入水経路確保等、対象事業を基幹施設の改築・更新事業まで拡充すること。

3点目といたしまして、安定した水道事業経営基盤を維持するため、老朽化した配水池等の再編（統廃合）に必要な管路整備に対する財政支援を行うこと。

4点目といたしまして、工業用水道にかかる強靱化事業について、補助予算額の増額と補助率の引上げによる財政支援を拡充すること、これら4点について提案・要望するものでございます。

以上、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、報告事項、令和9年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、水道局関係分について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

それでは、次に、この際、水道局の所管事項について、御質疑はございませんでしょうか。

○委員（朝倉えつ子） 共産党の朝倉です。私からは、西区の田井簡易水道のPFOS・PFOAの汚染に対する支援についてお伺いをしたいと思います。

田井簡易水道のPFOS・PFOA汚染に対する支援を求める久元市長宛ての要望署名が提出をされたというふうに聞いています。3つの項目にわたっての要望となっているんですけど、今時点での当局の見解を、1つずつちょっと聞いていきたいなと思っているんですが。

1つ目は、PFAS汚染の除去装置に対する設置費用への助成についてです。やっぱり安心して水提供をするために組合が開設した除去装置に、2,000万円を超えた額の費用の負担が発生したというふうに要望書にも書いてありますけれども、これまで60年以上、本当に自己水源として簡易水道を整備し、管理してこられた田井簡易水道組合は、市の水道にこれまでも統合する方向で話し合い、協議がずっと進められてきたわけですけども、市の水道に統合するに当たっても、やっぱり地元としては負担が重たいという声を私も聞いていて、市としても積極的な対応・支援ができないかということをお願いしてきたんですけど。統合への協議のさなかに、このPFASの検出というのがあったということで、PFASそのものについては組合の落ち度がないとは思いますが、新たな、本当に降って湧いたようなことになってるわけですけど、新たな財政的負担がまた増えるということで、市として助成をする方向で検討をいただくというのは当然だというふうに私は思うんですけども、まずその点はいかがでしょうか。

○橋上水道局副局長 西区神出町の田井の簡易水道での有機フッ素の署名に関してということでございます。

1点目の助成、PFASの除去装置の設置に関しての助成ということでございますけども、田井の簡易水道事業は、神戸市水道局とは別の事業体として、組合が独立採算制で経営をしております。神戸市の水道事業としては、利用いただいている市民の方から頂いた水道料金収入によって運営しているため、別の事業体である簡易水道事業が運営・設置しましたPFAS汚染の除去装置に対する助成というのは、非常に難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（朝倉えつ子） 組合で設置しているということで、そこで要は賄うということと言われたと思うんですけど。昨年2月10日に、久元市長と明石市長が国に行っている要望の中では、この除去技術の導入に必要な費用に対する財政支援ということも求められているんですね。これも委員会でも、うちの会派からも質問をしたと思うんですけども、市の上水道に、例えば除去装置をつける場合は、設置する場合は国から補助もあるということなんですけど、簡易水道は自分たちでというのは、本当に納得いかない、地元からしたら納得いかないとは思いますが、神戸市だって国に求めている、財政支援してくださいというふうに求めているんだから、住民の方が、組合の方が市に対して支援をって求めるのは当然だと思うんですが、いかがですか。

○橋上水道局副局長 確かに、今現在の補助の制度ですね、これにつきましては対象事業主が水道施設に係る都道府県であるとか、市町村という形で明記されているために、民間の民営の簡易水道が設置する浄水器に対しては、補助対象外となるようなことが明記をされております。

これに対しまして、水道局としても、国に対してはPFASの関連を含めて、少しでも簡易水道事業体の助けになるような形での補助メニューができないとか、そういったところ辺につきましては、機会を捉まえて要望活動を行ってきているところです。これについては、引き続き要望を行ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（朝倉えつ子） 民間だからというんだけど、市も国に求めていると。国にやっぱり求めると同時に、やっぱり国待ちじゃなくて、市としても。だって、まさにその市の水道に統合する相

手ですよ、協議ずっとされている相手ですよ。国待ちじゃなくって、国の制度がなかったら、市としても、本当に制度をつくって助成するというのが大事やと、求められているというふうに思うんですけど。

2つ目の要望も、毎回実施をする水質検査の費用に対する助成ということなんですけど、これも、昨年からでいいのかな、年に1回は神戸市が水質検査をするということになりましたので、それは簡易水道にもちゃんと当たるということですよ。やられるということなんですけど。だけど、今回、そのPFASが検知されたことによって、国もそのPFASの検査もしなさいと義務づけがあって、これが今、組合としては毎日やっているもの、毎月やってるもの、3か月ごとにやってるもの、いろいろあるんですけど、それとは別に、やっぱりPFASの検査が必要になると、加わったと。この検査も順調に行けば、3年後ぐらいには免除になるかもしれないということなんですけどね、されるという方向になるかと思うんですけど、それまでの間は、やっぱり年に1回、神戸市は検査をするけれども、半年に1回、もう1回せなあかんので、1回分のPFAS検査の負担がまたあると。やっぱりそれまでの負担が、本当に予期せずに起こった、増えた負担なわけなので、せめてその増えた分だけでも、市として助成してほしいというのが地元の、本当に思いだと思うんですけど、これ、市としてやっぱり受け止めて支援するべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○橋上水道局副局長 水質検査の費用についてということでございますけども、これにつきまして、昨年度まで、それ以前からになります、神戸市の水道へ統合する技術の支援の一環として、水道局で水質検査を行ってきております。これ、水質検査、委員おっしゃられたように、いろんな検査がございますけども、その中でも一番、年に1回、非常に多くの項目を試験・検査しなければいけない、これについて神戸市水道局として、統合の支援のためというふうなことで支援をさせていただいているという状況でございます。この支援につきましては、8年度も引き続き技術支援という形で継続はさせていただくという予定にしております。

以上です。

○委員（朝倉えつ子） その新たに増えた、要はほんまに予期しないで増えた部分についての負担も、神戸市として支援するというお考えはないですか。

○橋上水道局副局長 すみません、ちょっと言い忘れておりましたけども、昨年度もこのPFASに関しても、6年度からですけども、支援の一環として水道局のほうで検査を実施をしております。8年度におきましても、昨年度と同様のPFASに関する検査も含めて、同様に支援はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（朝倉えつ子） 本当にそもそも民間とか簡易水道ということにもなってるんですけど、簡易と言いながら、やっぱりその設置基準であるとか、検査の基準、水質基準であるとかは、上水道事業と全く同じですよ。水道法の適用を受けているわけですよ。60年以上前から自分たちで、本当に水道がまだ未普及の時代から、ユーチューブなんかでもまだ動画アップされてますけどね、井戸掘りに行ったんだということを言われてますけど、そういうふうに、まだ水道が普及してない時代から、河川もない地域で井戸を掘って整備をして、地域のおいしい水をつくってきたという方たちですよ。ずっと毎日の検査も続けてこられたし、住民の命の水を守ってきたというのが、この管理組合の地元住民の方たちだというふうに思います。

誰もが使う水道の料金の負担が増えるわけですから、料金上がるわけですよ。負担が増える

っていうことは、やっぱり市民生活に対する負担が増加するっていうことですよ。水道法の理念というのは、清浄、低廉、豊富ということで、公営事業でも、やっぱりその市民福祉の向上という立場が、理念があるわけですから、この立場で市として、当局として、お立場発揮をして支援もするっていうことが、今本当に求められているというふうに思うんですけども、再度いかがでしょうか。

○橋上水道局副局長 確かに昔からそういうふうな形で御苦労されて、水道事業を地元でしてこられてきたということに関しては、敬意を表したいと思えますけれども、神戸市水道局として、今現在できることとしましては、安心して水道を利用いただけるために、簡易水道の神戸市水道への統合というのが基本的な対応策になるというふうに考えております。これにつきましては、今現在も統合に向けて、できる限り地元の負担のことも、今後検討できるような形で下図等のやり取りをしております。そういったこともありまして、引き続き簡易水道組合と統合に向けた協議を進めていくという形が一番の取組になるかなと考えております。

以上です。

○委員（朝倉えつ子） 統合に向かって協議も進められると思うんですけど、でも、やっぱりそれまでも時間がかかると。今、地元でも一生懸命その水道管をどうやって引っ張るかということも含めて、いろいろ議論を、協議をされてる中なんですけど、やっぱりそこまでいくまでも時間がかかるわけですよ。時間はかかるし負担も増えてるわけですよ。それで、やっぱり公共の役割を、市は当局として放棄しているというふうにしか私は思えないんです。それは、民間だと、違うんだというふうに言われるばかりで、やっぱり最初にも述べましたけども、今もおっしゃいました敬意も表すると、本当にこれまでの状況を見たら、皆さんにも敬意を表するというようなことをおっしゃったんだけど、その住民の方たちにとったら、やっぱり水が使えなくなるのは死活問題だということで、だから急遽対策も講じられたと。でも、本当に負担が大変だと。いつまで負担できるのか分からないという不安も抱えていらっしゃいます。なぜここに市として寄り添った支援ができないのかということが、私はちょっと理解ができません。

それで、3つ目の要望なんですけれども、汚染源の特定を市の責任で行うことについても、やっぱり地下水だけでなく、農産物であるとか、土壌の汚染状況なども、やっぱり環境局なんかとも連携をしながら調査をして、汚染源の特定を行うべきだというふうに考えます。神戸市の国家予算要望では、昨年同様、環境局からは有機フッ素化合物PFASに対する総合的取組の推進という中に、人に対する毒性評価や農産物による吸収等についての調査研究を進め、その発生メカニズムを解明し、正しい情報を発信するとともに、環境基準、排水基準、食品の基準など早急に全国一律の基準値を設定することということを求めています。農産物による吸収等は、土壌調査も含めてのことだということで、我が会派の質疑に対して環境局は答えています。市として、国にもやっぱりこの点を求めているわけですから、国任せじゃなくって、他局とも局としてやっぱり連携をして、市として情報収集や調査すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○橋上水道局副局長 汚染源ということに関してはなりますと、基本的には本市の水道事業の範疇外になりますので、水道局で対応するという事は難しいという状況ではございますけども、ただ、おっしゃられたように他局との連携といいますか、情報共有ということにつきましては、関係する部局と適時、共有をさせていただきたいというふうに考えております。今現在もこういった署名等につきましても、どういう状況ということにつきましては、関係の部局とも協議を行っ

ております。引き続きそういう形では努めてまいりたいと思っております。

- 委員（朝倉えつ子） もうぜひ情報共有もしていただきたいと思うんです。P F A Sというのは、自然由来のものではないので、今、製造も使用も禁止をされていますけれども、自然界で分解されない化学物質ということで、いつ人体に影響が及ぶか分からないと。急に悪影響が出るというよりは、本当に飲み続けてどういう健康被害があるか分からないという中で、アメリカの研究でも健康被害として根拠があるものということ言えば、腎臓がんであるとか、胎児や子供の発達障害とか、脂質代謝異常などが挙げられて、アメリカでもその数値を下げるべきだと世論が広がって、4ナノグラムということになったわけですね。国の基準が非常に高過ぎることなんでしょうけれども、いろんな科学的な知見を、これまでも私たち求めてきましたけど、調査もして調べていただいて、本当に他局とも連携をして、本当に対応を進めていただきたいと。

福祉環境委員会で環境局は、実は他会派の質疑に対する答弁ではあるんですけど、はっきりと汚染源となり得る可能性があるというところまでは、お答えはちょっと差し控えさせていただきたいがと言いながら、水質汚染防止法の特定事業場は、井戸から大体半径500メートル以内で6か所あるというふうにお答えになっているんですね。ただ、そのP F O A・P F O S、水質汚濁防止法では、特定物質となっているんですけども、環境局も言っていましたけど、排水基準が定めがないから報告聴取、例えば立会検査とかを行うことができないというようなことを言うわけですよ。だけど、神戸市として国に対しても、先ほども言いましたが、事業者への排水基準や環境基準も必要だと考えて求めているわけですから、要望しているわけですから、もうぜひ、これ環境局とも情報は一定、持ってはるんだと。ただ、その言えないということなのか分かんないんですけども、基準がないからということですよ。国がやっぱり基準を持つべきなんだけれども、やっぱりそういう国任せではなく、待ちではなく、環境局とかも連携をして、やっぱり原因を突き止めて、対策をやっぱり急ぐべきではないかというふうに思います。その点、ちょっと。

- 橋上水道局副局長 P F A Sの問題は、水質と言いながら、やはり土壌等いろいろ複雑なことが過去からの経緯でも絡まっているんだというふうには思っておりますが、これも全国的に起きてるということもありますので、国においてもしっかりと対応してほしいという要望はしております。他局と連携しながら、そういったことも引き続きしていきたいとします。

- 委員（朝倉えつ子） それで、本来は汚染源の原因者に除染なんかを、ちゃんと対策を担わせるべきであるのに、今のままでは本当に田井の管理組合の皆さん、地域の皆さんに、本当にこれまで頑張ってこられた方たちに全て負担をかぶせる、さらなる負担をかぶせるだけになってないかな、おかしくないかなというのが私の思いなんですけど、いかがですか。

- 坂田水道局長 神戸市水道局として、これまでいろいろ簡易水道に対しては働きかけとか支援という形はやっておりまして、今回の除去装置についても、P F A Sの問題が発生したときに、地元の組合から相談を受けまして、技術的な助言であるとか、そういったものをさせていただいた中で、組合側が除去装置を選択されたということなんですけども、その中で我々神戸市としてできることはないかということで、教育委員会とも相談させていただいて、神出小学校、水をたくさん使いますので、そちらを先に神戸市の水道に統合するという形で、そうすることで除去装置の負荷を減らすことで、フィルター等が長もちするということもあるので、そういったちょっと目に見えにくいところですけど、そういった支援もしてきておりますので、今後も統合に向けて、できるだけ地元の意見を丁寧に聞き取りながら、できるだけ早く統合できるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（朝倉えつ子） 教育委員会とか環境局ともいろいろ連携をして、今、小学校の統合をまず進めたと、市として進めたということで、それは本当に理解をしています。やっぱり地元の方が整備されてきたこの地下水源も、市の水道に統合しようということで協議をされているわけですから、これまでの協議もさらに深めていただいて、やっぱり一番の大本になってるPFASの原因を探る調査も、環境局、そして他局とも、建設局も含めてになるんでしょうか、そういうところとも連携をして、水道局としてやっぱり進めていただきたい、市として進めていただきたいと思います。国待ち、国基準任せじゃなくって、もっと積極的に自治体の役割を発揮していただきたいと。この間も除去装置への負担を減らすための対応はしていただいているんですけども、さらに除去装置への助成や検査費用の助成を行うことも改めて求めて、320世帯の住民の皆さんに情報をきちんと知らせ、一緒に考えながら協議・対策をしていただくことを強く求めておきます。

○委員長（平野達司） 他にございますでしょうか。

○委員（住本かずのり） すみません、住本です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、報道で最近あったんですけど、水道メーターの検針を装ってメーターから故意に水漏れする状態にした上で、水道の修繕工事を勧める悪徳事業者が出回っているという報道が、須磨区・西区でしたかね、何かあるっていうふうにされておりました。水道局にもそういった相談や報告が入ってきているのか、また市内の状況はいかがなのか、状況がもし分かれば教えていただきたいと思います。

○坂田水道局長 今委員からありました悪徳・悪質業者というのが、最近、我々のほうにも情報が入ってきております。これまであまりなかった手口ということで、水道メーターの取付部分のねじを緩めて、あたかも漏水しているかのような状況をつくった上で、検針に来たということで、その漏水状況をお宅にお伝えすると。あわせて修繕工事を勧めるという手口でございます。中にはポストに投函した検針票、これを勝手に取り出しまして、自分たちが検針に来たかのような形で、そういった修繕を勧めるというような手口もございます。現時点で我々、市民通報とか、検針員から情報提供というような形で情報が入っているものとしまして5件把握しております。

こういった状況を踏まえまして、できるだけ市民にお伝えしないといけない、新たなこういう手口をお伝えしないといけないということで、取り急ぎ水道局のホームページとか、神戸市の公式のSNS、こういったもので手口の紹介というのをさせていただきまして、不審な場合は身分証明書の提示を求めるようにと、これまでも行ってきたんですけど、同様の広報を今やっているというところでございます。あと、消費生活センターでもホームページとかリーフレットのほうで、市民のほうに注意喚起を行っているという状況でございます。

○委員（住本かずのり） 今、市内に5件ということで、手口の紹介をされているということで、悪徳事業者は、この方法でうまいこといくっていったら、やっぱりそれを広げていくので、やっぱり今後、これが広がらないようにするっていうことは大事だと思っております。ホームページも紹介のほうをされているということを今、局長おっしゃられて、私も確認をさせていただきました。身分証を必ず確認してくださいということで、身分証の見本もリンクから飛ぶようになってまして、まあこういうのが身分証やということが分かったんですけど。僕も身分証を見せられて、これがほんまに正規のものか、偽物かって分からないと思うんですよ。そこまで手の込んだ業者でしたら、多分、偽造でつくっていくと思うんですけど。そうなれば、また別の犯罪にはな

ってくると思うんですけど、やっぱり水漏れてますよ、すぐ直しますよってその場で言われたら、お願いしますと言ってしまうんですけど、ちなみに検針員がその場で修繕するということはあるんでしょうか、多分ないと思うんですけど。

○**坂田水道局長** 検針員が直接修繕を勧めるということはありません。我々もこういった新たな手口ということで、これまでマグネット広告とかインターネット広告で、悪質な業者のほうに誘導するような手口というのが多く見られたんですけども、今回、ちょっとまた違った手口ということなので、何かそれに対して効果的な広報はないかなということで、これも昔からやってるんですけど、検針票の裏面ですね、こちらに同様の手口のものを、こういう手口でありますので気をつけてくださいという内容とか、あと今、水道局のお客サポートという、要するに登録いただいている皆様には、直接お知らせメールというのを送らせていただく、こういった手口を気をつけてくださいというようなメールを送らせていただくことを予定しております。

あと、区役所とかにも——これから調整する話なんですけど、区役所などにも協力いただきながら、具体的な手口の紹介、それと必ずそういった修繕を直接訪問してこられたときには、一旦、契約などをせずに、修繕受付センターに一度御相談くださいというような広報も併せてさせていただきたいなと思っております。

○**委員（住本かずのり）** 結局、やっぱり市民啓発で、こういう手口が広がってますよということも口コミで広げていくことが大事かなと思っております。今、検針票の裏面を使ってということで、今後やっていくということも局長のほうからお答えいただきました。局の御努力で、水道修繕受付センターの告知も大分普及してきて、自治会の看板にも貼られて、でかいポスターで貼られているので、引き続き、こういった悪徳商法というのが次々、手を替え品を替え出てきますんで、工夫をしていただいて、告知方法を考えていただけたらということをお願いしたいと思います。

ちょっとこれ質問でなく感謝なんですけど、私、予特のほうでホームページ、大変、市民に見づらいということでお願いをしたんですけど、すぐ改修をしていただいて、御家庭の水道工事をするときは修繕対応可能事業者が一覧で見れますよみたいなリンクを貼っていただいて、大変、迅速な対応をありがとうございました。何かこの点で工夫した点とかございましたら、コメントいただけますか。

○**坂田水道局長** 予特のときに答弁させていただいた内容を、まだ全てできているわけではございませんでして、取りあえずすぐにできることとして、修繕受付センターの水道局のホームページで、直接修繕対応可能業者のほうにリンクが飛ぶようにはさせていただきました。あと、そのときに御質問いただいた、その修繕受付センターがどういった内容の工事ができるかとか、いつ、休日でも夜間でも受付できるのかとか、そういった情報を、そういったものが不足しているという御意見も、御指摘もいただきましたので、それについても業者にアンケートを取りながら、載せていけるところは載せていきたいという答弁させていただいたんですけども、それについては今継続してこれからやるところでございます。引き続き工夫させていただきたいと思います。

○**委員（住本かずのり）** 今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○**委員長（平野達司）** 他にございますでしょうか。

（なし）

○**委員長（平野達司）** 他に御質疑がなければ、水道局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。この際、次の危機管理局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開したいと存じますので御了承願います。

（午前11時15分休憩）

（午前11時18分再開）

（危機管理局）

○委員長（平野達司） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより、危機管理局関係の審査を行います。

それでは、報告事項1件について当局の報告を求めます。

局長。

○加古危機管理監兼危機管理局長 危機管理監兼危機管理局長の加古でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野達司） 着席されたままで結構でございますので。

○加古危機管理監兼危機管理局長 以後、着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております資料によりまして、令和9年度国家予算に対する提案・要望の危機管理局関係分につきまして御報告申し上げます。

お手元の建設防災委員会資料の2ページを御覧ください。

危機管理局では、提案・要望項目のうち重点項目の6．安全・安心なまちづくりの推進において、2項目要望しております。

3ページを御覧ください。

重点項目6-1．国土強靱化による安全・安心の確保のうち、防災・減災、国土強靱化施策の推進では、防災庁の地方機関の神戸周辺への設置としまして、防災庁について、首都直下地震発生時のバックアップ機能や、南海トラフ地震発生時の現地対策機能を担う地方機関を神戸周辺に設置することを要望するものでございます。

4ページを御覧ください。

重点項目6-2．くらしの安全・安心を守る取組みの推進のうち、重要インフラへのサイバー攻撃対策では、重要インフラへのサイバー攻撃対策強化に対する支援としまして、サイバー攻撃に関するインシデント情報を迅速かつ詳細に提供するとともに、重大なインシデント発生時に高度セキュリティ人材を派遣する制度を創設することを要望するものでございます。

以上、令和9年度国家予算に対する提案・要望の危機管理局関係分について御報告申し上げます。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平野達司） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、報告事項、令和9年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、危機管理局関係分について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

それでは、次に、この際、危機管理局の所管事項について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

他に御質疑がなければ、危機管理局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでございました。

それでは、委員の皆様申し上げます。この際、次の建設局が入室するまでの間、暫時休憩いたします。なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開したいと存じますのでよろしくお願いいたします。

（午前11時20分休憩）

（午前11時23分再開）

（建設局）

○委員長（平野達司） ただいまから建設防災委員会を再開いたします。

これより建設局関係の審査を行います。

それでは、議案1件、報告事項1件について、一括して当局の説明及び報告を求めます。

原局長、着席されたままで結構でございます。

○原建設局長 ありがとうございます。それでは、委員会資料により議案1件、報告1件につきまして御説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

I 第49号議案神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、神戸新交通みなとじま駅及び南公園駅の軌道を支える高架橋において耐震補強工事を行うものでございます。総事業費8億円で神戸新交通株式会社と基本協定の締結を予定しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

II 報告、令和9年度国家予算に対する提案・要望について御説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。

重点項目のうち2-1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化でございますが、1)大阪湾岸道路西伸部の事業推進におきまして、早期の全線供用を六甲アイランドから駒栄に向けた事業推進のほか2件を、2)神戸西バイパスの事業推進におきまして、早期供用に向けた事業推進を、3)都市活動を支える幹線道路の事業推進におきまして、6ページにかけて記載の国道175号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業推進のほか1件を、4)高速道路を賢く使うための料金体系の実現におきまして、利用しやすく様々な課題解決に資する高速道路料金の実現を、要望いたしております。

8ページを御覧ください。

3-2. 王子公園地区の活力の創出でございますが、1)王子公園再整備の推進におきまして、王子公園再整備に対する財政支援の継続を、2)阪急王子公園駅前整備の推進におきまして、阪急王子公園駅前整備に対する財政支援の継続を要望いたしております。

9ページを御覧ください。

5-1. カーボンニュートラルの推進でございますが、1)下水汚泥資源「こうべ再生リン」の肥料利用の拡大におきまして、持続可能な下水汚泥由来の肥料利用と流通拡大に向けた支援を要望いたしております。

10ページを御覧ください。

6-1. 国土強靱化による安全・安心の確保でございますが、1)防災・減災、国土強靱化施策の推進におきまして、国土強靱化施策の推進に対する財政支援の継続を、2)上下水道・工業用水道施設の強靱化に必要な財政支援の拡充におきまして、11ページに参りまして、下水道の管路及び施設の老朽化対策、地震対策、浸水対策にかかる財政支援の拡充を、3)土砂災害・水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の拡充におきまして、12ページにかけて記載の直轄砂防事業の積極的な推進のほか3件を、13ページに参りまして、5)東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進におきまして、直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進を、要望いたしております。

15ページを御覧ください。

その他項目のうち、1. まちの活力の創出でございますが、2)公園整備等の推進におきまして、都市公園リノベーション及び緑地保全等に対する財政支援の継続のほか1件を要望いたしております。

16ページを御覧ください。

3. 安全・安心なまちづくりの推進でございますが、2)水害対策に対する事業費の確保及び財政支援の充実におきまして、河川治水対策の推進に対する財政支援の継続を要望いたしております。

以上で、議案1件、報告1件についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（平野達司） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、第49号議案神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） よろしいでしょうか。

それでは、次に、報告事項、令和9年度国家予算に対する提案・要望についてのうち、建設局関係分について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） それでは、次に、この際、建設局の所管事項について、御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（平野達司） 他に御質疑がなければ、建設局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでございました。

なお、委員各位におかれましては、建設局が退室するまでの間、この場においてしばらくお待ち願います。

（午前11時28分休憩）

（午前11時30分再開）

○委員長（平野達司） それでは、これより意見決定を行います。

まず、最初に、第47号議案神戸市消防賞慰金支給条例の一部を改正する条例の件についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第49号議案神戸新交通ポートアイランド線（みなとじま駅・南公園駅）耐震補強業務に関する基本協定締結の件についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、第53号議案物品取得の件（高規格救急自動車）についてはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野達司） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（平野達司） 本日御協議いただく事項は以上であります。

皆様方とによります本委員会は、本日が最後になろうかと存じますので、この際、委員長の私と、それから副委員長から、それぞれ一言ずつ御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

それでは、本日までこの1年間、建設防災委員会の委員長を務めさせていただきました。誠にありがとうございました。かじ副委員長を含めて委員の皆様、多大なる委員会の運営に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。小学生からの陳情など、新しいこともございましたけども、活発な皆さんの議論を得て、充実した委員会だったというふうに思っております。

1年間、どうもありがとうございました。

○副委員長（かじ幸夫） 改めまして副委員長のかじです。平野委員長、そして各委員の皆さん、また市会事務局の担当職員の皆さんにも大変お世話になりました。1年間、無事に役割を果たせたということを、改めて心から感謝を申し上げます。

皆さんの質疑の中に学ぶことたくさんありました。これからの議会活動に対してもしっかりとそれを生かしながら、また頑張っていきたいと思っております。改めまして、本当ありがとうございました。

○委員長（平野達司） それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

お疲れさまでございました。

（午前11時32分閉会）